



元気な声で家業繁栄祈願（倉津地区・麦ほめ）

## 第2回定例会

平成22年第2回定例会は、9月29日から平成23年1月21日までの115日間の会期で開かれ、平成22年度一般会計補正予算9件、教育委員会の任命についての議案など16件が提案されました。このうち教育委員会と公平委員会の委員の任命についての4件は不同意、固定資産評価審査委員会の委員と固定資産評価員の選任については同意、市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については否決され、その他については原案のとおり可決されました。

このほか報告1件は不承認、認定8件は認定、陳情16件は採択、決議8件のうち7件は原案のとおり可決され、1件が否決されました。また、意見書4件は原案のとおり可決されました。

**本会議の様様をインターネットで生中継**

市のホームページ（URL=<http://www.city.akune.kagoshima.jp/>）

平成20年第1回定例会から録画中継でもご覧になれます。

## 平成22年第2回定例会 議案及び審議結果

番 号	内 容	議 決 日	結 果
決 議 第 7 号	違法で無効な副市長選任等の専決処分の是正を求める決議	平22.9.29	原案可決
報 告 第 22 号	専決処分の承認について（平成22年度阿久根市一般会計補正予算（第4号））	平22.9.29	不承認
議 案 第 22 号	教育委員会の委員の任命について	平22.9.29	不同意
議 案 第 23 号	教育委員会の委員の任命について	平22.9.29	不同意
議 案 第 24 号	教育委員会の委員の任命について	平22.9.29	不同意
議 案 第 25 号	公平委員会の委員の選任について	平22.9.29	不同意
議 案 第 26 号	公平委員会の委員の選任について	平22.9.29	不同意
議 案 第 27 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	平22.9.29	同意
決 議 第 8 号	濱之上議長に対する不信任決議	平22.9.30	否決
決 議 第 9 号	議決された条例を即時に公布し違法状態の解消を求める決議	平22.9.30	原案可決
議 案 第 28 号	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平22.9.30	否決
議 案 第 29 号	平成22年度阿久根市一般会計補正予算（第5号）	平22.9.30	原案可決
議 案 第 30 号	平成22年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）	平22.9.30	原案可決
議 案 第 31 号	固定資産評価員の選任について	平22.10.5	同意
議 案 第 33 号	北薩広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	平22.10.5	原案可決
議 案 第 34 号	阿久根市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平22.10.5	原案可決
議 案 第 35 号	阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	平22.10.5	原案可決
議 案 第 36 号	阿久根市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	平22.10.5	原案可決
議 案 第 37 号	阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	平22.10.5	原案可決
議 案 第 42 号	財産の取得について	平22.10.5	原案可決
議 案 第 38 号	平成22年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）	平22.10.18	原案可決
議 案 第 39 号	平成22年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	平22.10.18	原案可決
議 案 第 40 号	平成22年度阿久根市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）	平22.10.18	原案可決
議 案 第 41 号	平成22年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）	平22.10.18	原案可決
平成21年 陳 情 第 3 号	川内原子力発電所3号機増設の早期着手を求める陳情	平22.10.18	採 択
平成21年 陳 情 第 4 号	川内原子力発電所3号機増設の賛成に関する陳情書	平22.10.18	採 択
平成21年 陳 情 第 5 号	川内原子力発電所3号機増設の賛成に関する陳情書	平22.10.18	採 択
平成21年 陳 情 第 6 号	川内原子力発電所3号機増設の早期着手を求める陳情	平22.10.18	採 択
平成21年 陳 情 第 7 号	川内原子力発電所3号機増設の早期着手を求める陳情	平22.10.18	採 択

平成21年 陳情第8号	川内原子力発電所3号機増設の早期着手を求める陳情	平22.10.18	採 択
平成21年 陳情第9号	川内原子力発電所3号機増設の早期着手を求める陳情	平22.10.18	採 択
陳情第10号	大川診療所の再開についての陳情書	平22.10.18	採 択
決議第10号	竹原市長の真摯な議会对応を求める決議	平22.10.18	原案可決
議案第43号	平成22年度阿久根市一般会計補正予算(第7号)	平22.10.20	原案可決
議案第44号	平成22年度阿久根市一般会計補正予算(第8号)	平22.10.20	原案可決
議案第45号	平成22年度阿久根市一般会計補正予算(第9号)	平22.10.27	原案可決
議案第11号	第5次阿久根市総合計画について	平22.11.24	原案可決
議案第32号	阿久根市過疎地域自立促進計画(平成22年度～平成27年度)について	平22.11.24	修正可決
認定第1号	平成21年度阿久根市歳入歳出決算認定について(一般会計)	平22.11.24	認 定
認定第2号	平成21年度阿久根市歳入歳出決算認定について(国民健康保険特別会計)	平22.11.24	認 定
認定第3号	平成21年度阿久根市歳入歳出決算認定について(簡易水道特別会計)	平22.11.24	認 定
認定第4号	平成21年度阿久根市歳入歳出決算認定について(交通災害共済特別会計)	平22.11.24	認 定
認定第5号	平成21年度阿久根市歳入歳出決算認定について(老人保健医療特別会計)	平22.11.24	認 定
認定第6号	平成21年度阿久根市歳入歳出決算認定について(介護保険特別会計)	平22.11.24	認 定
認定第7号	平成21年度阿久根市歳入歳出決算認定について(後期高齢者医療特別会計)	平22.11.24	認 定
認定第8号	平成21年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について	平22.11.24	認 定
陳情第7号	保育施設の整備充実に関する陳情書	平22.11.24	採 択
陳情第8号	保育園改築に関する陳情書	平22.11.24	採 択
陳情第11号	環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への対応に関する陳情書	平22.12.13	採 択
陳情第12号	肉用牛売却所得の課税特例措置の継続を求める陳情書	平22.12.13	採 択
意見書第7号	環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への対応に関する意見書	平22.12.13	原案可決
意見書第8号	現行の肉用牛免税制度の存続を求める意見書	平22.12.13	原案可決
決議第11号	正当な市長職務代理者による市政執行を求める決議	平22.12.13	原案可決
決議第12号	市民生活に直結する補正予算の早急な提出を求める決議	平22.12.13	原案可決
意見書第9号	早急な鳥インフルエンザ対策を求める意見書	平22.12.28	原案可決
決議第1号	違法でかつ無効の「独裁」的専決処分に抗議する決議	平23.1.6	原案可決
意見書第1号	違法な専決処分の是正を可能にする地方自治法の改正を求める意見書	平23.1.6	原案可決
決議第2号	潟土地区画整理地内の土地(旧保留地)公売の一時停止を求める決議	平23.1.18	原案可決
	阿久根市議会解散請求に対する弁明書の件	平23.1.21	原案可決
陳情第13号	みなみ保育園の拙速な民間委託を行わず保育のあり方について十分な説明と議論を求める陳情書	平23.1.21	採 択
陳情第14号	阿久根学童クラブ継続運営の陳情書	平23.1.21	採 択
陳情第1号	阿久根市立みなみ保育園の拙速な民間委託に反対する陳情書	平23.1.21	採 択
陳情第2号	阿久根学童クラブ継続運営の陳情書	平23.1.21	採 択



○議 決 結 果 (賛否が分かれた案件のみ)

議 案 名	議員名 (議席番号順)														議決結果		
	大田重男	古賀操	松元薫久	野畑直	中面幸人	牛之濱由美	石澤正彰	牟田学	濱崎國治	岩崎健二	木下孝行	児玉賢一郎	檜柑幸雄	山田勝		鳥飼光明	濱之上大成
違法で無効な副市長選任等の専決処分の是正を求める決議	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	—	原案可決
平成22年度阿久根市一般会計補正予算 (第4号)	◆	◆	◇	◆	◆	退席	◇	◇	◆	退席	◆	◆	◆	◇	◆	—	不承認
議決された条例を即時に公布し違法状態の解消を求める決議	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	—	原案可決
市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	否決
平成22年度阿久根市一般会計補正予算 (第5号)	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	◆	◇	◇	—	原案可決
川内原子力発電所3号機増設の早期着手を求める陳情																	
川内原子力発電所3号機増設の賛成に関する陳情書																	
川内原子力発電所3号機増設の賛成に関する陳情書																	
川内原子力発電所3号機増設の早期着手を求める陳情	◇	◇		◇	◇	◇											採 択
川内原子力発電所3号機増設の早期着手を求める陳情																	
川内原子力発電所3号機増設の早期着手を求める陳情																	
川内原子力発電所3号機増設の早期着手を求める陳情																	
会期延長の件	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◆	処	◇	◇	◇	◇	◇	処	◇	—	決 定
平成21年度阿久根市歳入歳出決算認定について (一般会計)	◇	◇	退席	◇	◇	◆	退席	分	◇	◇	◆	◆	◆	分	◆	—	認 定
正当な市長職務代理者による市政執行を求める決議	◇	◇	欠席	◇	◇	◇	欠席		◇	◇	◇	◇	◇		◇	—	原案可決
市民生活に直結する補正予算の早急な提出を求める決議	◇	◇	欠席	◇	◇	◇	欠席		◇	◇	◇	◇	◇		◇	—	原案可決
潟土地区画整理地内の土地 (旧保留地) 公売の一時停止を求める決議	◇	◇	◆	◇	◇	欠席	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	—	原案可決
阿久根市議会解散請求に対する弁明書の件	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	—	原案可決
みなみ保育園の拙速な民間委託を行わず保育のあり方について十分な説明と議論を求める陳情書	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	—	採 択
阿久根市立みなみ保育園の拙速な民間委託に反対する陳情書	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	—	採 択
平成22年陳情第14号阿久根学童クラブ継続運営の陳情書	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	—	採 択
平成23年陳情第2号阿久根学童クラブ継続運営の陳情書	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	—	採 択

※川内原子力発電所増設に賛成並びに早期着手を求める陳情の表決手法は一括で行いました。濱崎議員は退席され、懲罰動議により松元議員と石澤議員は5日間の出席停止の処分、牟田議員と山田議員は除名処分となり、表決はありません。  
 ※松元議員と石澤議員は会期延長の件の表決終了後、退席され、平成21年度阿久根市歳入歳出決算認定について (一般会計)、及び12月13日(月)の本会議を欠席されたので、正当な市長職務代理者による市政執行を求める決議と市民生活に直結する補正予算の早急な提出を求める決議の表決はありません。  
 ※濱之上大成議長は、議長職のため特別多数議決以外の議案については、表決 (賛成、反対の意思表示) 権はありません。(表の見方) ◇は賛成、◆は反対

# 一般質問

第二回定例会では七人の議員により市政全般にわたり一般質問が行われました。  
以下、質問（議員）と答弁（市長）の中から要約して紹介します。（発言は通告順）

質問者 野畑 直議員

市長施政方針について

議員 平成21年第三回定例市議会

で市役所ロビーに設置してある意見箱の活用について一般質問したが、その時の市長の答弁は、中身は公開できない、議員として自分で市民の意見を集約すべきであるとの回答であった。

私は、市内8区の公民館で報告会を行い意見を集約した。

1点目は市長が広報誌に載せるコラムの内容を防災無線で放送するのは役所を私物化している。議会と話し合っているかなどの質問があった。

そこで、市長の防災無線並びに広報誌を利用する考え方について伺いたい。

2点目は広報誌のコラムの内容等から、給食費の半額補

助、その他の意見について、市民の意見を集約した結果を報告する。

1、未納分の給食費はどうなっているか。

2、未納分の給食費は法的手段をとることだったが、どうするか。

3、現在、給食費を払っている保護者の意見を聞いたか。

4、スプレードアウトの耐久性は何年ぐらいだと思っているか。以上の疑問点について市長の考え方を伺いたい。

3点目は市長は広報誌4月号で22年度当初予算の修正を今回の議会では、談合で給食費半額補助を削って土木費に回したとだけ記述し、市民に対して偏った情報を伝えている。

平成22年度当初予算の修正の給食費半額補助370万円は約6億円かかる維持修繕費へ回し、峠ぼんたん保育園新設は県に認可されていない

ので9500万円減額修正した。それから、区長会運営費は25万円を計上してあったが、説明もなかったため、前年度なみに修正した。それから、ふるさと雇用再生特別基金事業2200万円は計上していたが、説明もなく不透明であり、雇用を確実にふやすために、市の直営事業で行うとして予算修正した。なぜ、この修正した予算をすべて公表しなかったか理由を伺いたい。

次に広報誌7月号では副市長、教育長、教育委員の人事案を否決したほか、手数料値下げ、給食費の半額補助、さらに雇用対策事業費まで否決した議会は竹原がやることに反対である。市民の暮らしや阿久根の将来に対する責任感を感じられないなどと記述している。私が議員になってから副市長選任は提案したことはない。教育委員は4名提案され2名承認され、固定資産税評価委員も承認した。

このように市長は嘘の情報を流し、議会との対立を自ら誇張し、市民の考え方を二分する方向に持って行き、副市長選任は専決処分するしかなかったとし、自分を正当化し

ている。

4点目に昨年、みなみ保育園の民間移譲のことで二つの保育園の申込があり、市長は選定委員会の結論を覆し、別の保育園を選定した。産業厚生委員会で委員会を開くなか、その保育園は辞退届けを提出したが、市長は辞退届けを受理せず、結果的に平成21年度の民間移譲はできなかった。

産業厚生委員会で継続して審査することとし、委員会を開き、市長の考えを聞くことにしたが、市長は新しい保育園を作ることで、峠ぼんたん保育園新設検討委員会を発足した。

保育園を新設するには阿久根市の待機児童が50名以上いらないとできない。また保育行政協議会の意見書を添えて県に認可申請書を提出しなければならぬ。市長は3月議会開会前の2月の産業厚生委員会でも、申請したことも教えず平成22年度の当初予算を提案した。県に問い合わせると、認可されていないことが分かり予算修正した。

たが、新設保育園関係の約9500万円の減額修正がその実態である。

もし、議会が提案どおり予算を認めていたら県からの補助金の約6500万円はどうするつもりだったか教えていただきたい。

それから、おりた保育園開発許可問題について、阿久根市有地と開発予定地が隣接するので3月に阿久根市に同意書を提出したが、市長がなかなか同意しなかったため、開発区域を縮小して申請し、8月11日に県から開発許可が下りたと聞いたが、市長はその翌日に同意している。なぜ同意までに長い期間を要したか市長の考えを伺いたい。

また、市長が当初予算に計上し、議会も可決したのであれば、すぐ決裁し執行すべきだが未だに決裁しない理由を伺いたい。

市長 阿久根市議会会議規則をご覧になったことがあるか。阿久根市議会の会議規則に「質問者は議長の間決めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。」それから、議員必携の要旨の説明では「質問の通告書に

は要旨を記載しなければならぬが、要旨であるためには、少なくとも内容についての具体性が必要であり、「何々一般」のようなものは質問の要旨とはならない。」一般質問の内容は、野畑議員の場合は防災無線利用に当たったの考え方、市広報誌へ登載する市長コラムについて集約した市民の意見について、保育行政についての4点について答えさせていたいただきたい。

防災無線の利用に当たったの考え方について、それから市広報誌へ登載する市長コラムについては、現在の今の私使用のしかたが不当であるとは考えていない。

次に集約した市民の意見について、いろいろ市民の意見がある。これについては、要旨、中身を全く通告書に記載せずに、今、自分で聞いてきたものを発表して、市民の意見についてお答えいただきたい。これは議会規則に則った要旨の部分を満たしていない。

それから保育行政の同意について時間が掛かったのは、推移しなければならぬ部分があるが、私が私自身感じたところがあったので、時間が掛かってきた

わけであるが、併せて今回決裁が遅れていることについては、副市長から答弁をさせる。

**議員** 仙波氏の答弁は結構である。これは仙波氏が就任する前の話であり、ご存知ないことがあるので、市長の考え方だけで結構である。

今、市長が通告の要旨の内容が足りないので、答えないとされるが、私は3月議会の通告書には要旨をしっかりと書いた。しかし、市長は3月議会的一般質問には出席しない。今回はこのような書き方をすれば、要旨が伝わらないと言われる。

私は3月議会の発言通告書には、未納分の給食費はどうなっているかなど、6項目書いている。市長はこのよう書き方をしても一般質問に出て来なかった。このことについての考え方を教えていただきたい。

**市長** 今日の一般質問の通告書の要旨の話をしていただきたい。

**議員** 今日の通告書と言われるが、私が聞いていたのは3月議会です。細かい通告したにもかかわらず、それについて答えていただきたいので、もう

1回お願いする。

**市長** 今日の一般質問であるので、今回の一般質問については、議長が定めた期間内に議長にその要旨を文書で通告しなければならぬ。阿久根市議会会議規則に沿っていただきたい。

## 質問者 檀柑幸雄議員

### 市長の政治姿勢について

**議員** 第1は平成22年度一般会計予算の執行についてである。

第1点は平成22年度一般会計補正予算第1号から第4号までの専決処分は、地方自治法に違反し、無効であり、これは青森地裁の判例にある。したがって、違法な専決処分は撤回すべきであるが、市長の見解を求めます。

第2点は庁舎等の壁画に関する費用について予算執行の内容を答えていただきたい。

第3点は民生費で予算化している保育園の改築の補助金について、なぜ執行しないかお尋ねしたい。

第4点は民生費の放課後児

童健全育成事業と教育費の放課後子供教室推進事業は、事業の内容は同じであるが、保護者負担が違っている理由は何かお尋ねしたい。

第5点は農林水産業費の負担金補助及び交付金の376万2千円は水産業施設整備補助金として予算化してあるが、北さつま漁業協同組合は、違法な専決処分として断っている。この予算は今後どのようにに執行するかお尋ねしたい。

第6点は商工費の観光振興によるまちづくり事業の予算執行内容についてお尋ねしたい。

第2は市職員の人事管理について伺いたい。

市長による市職員の降格人事に対し、公平委員会は本年2月に処分は違法として取り消す判定をくだしたが、身分回復を直ちに行うべきであるが、未だにしているが、どうするのかお尋ねしたい。

次に市職員の懲戒免職事件にかかると裁判で、9月17日に市側の控訴棄却の判決がくだり、10月1日をもって市の敗訴が確定し、公平委員会でも9月24日戒告に修正する判決をくだし、併せて昨年の給与

未払い分の支給を指示しているが、未だに支給していない。なぜ、公平委員会の決定に従わないか市長にお尋ねしたい。

懲戒免職事件の裁判で市が敗訴したことにより、市の財政に損害をもたらすことが明らかである。市長はどう責任をとるのかお尋ねしたい。

次に市長は職員の賞罰に関する規程の委員に市長を支持している議員を任命しているが、議会は市政運営のチェック機関であり、あて職以外の各種委員会の委員になることはよくないとして、平成9年から各種委員をはずれている経緯がある。したがって、議員からの任命はやめるべきであるが、市長の見解を求めます。

次に課長会議に阿久根市美しいまちづくり公社の事務局長が同席をすることは、問題であると思っている。公社は市から業務委託を受けて、事業を展開する機関になっている。なぜ、課長会議に参入しているか市長の見解を求めます。

川内原子力発電所1・2号機から海に出る温排水調査結果で九州電力の温排水公表域より拡散していることが、新聞が明らかにしている。



また、専門家の話によると、温排水によってジャコ漁獲低下や阿久根地域の磯焼け問題もその一因ではないかと指摘されている。

阿久根市の漁民は、薩摩半島西岸沖合等で操業しており、温排水による漁業被害は免れないものと思っている。

阿久根市議会は、平成12年阿久根市漁業協同組合から提出された、川内原子力発電所3号機増設反対の請願を採択し、併せて川内原子力発電所3号機増設反対の決議を全会一致で可決している。現在も北さつま漁業協同組合として3号機増設反対の意思は今も変わっていない。

したがって、3号機増設は阿久根市民の生活破壊につながる恐れがある。市長の見解を求める。

**市長** 平成22年度一般会計予算の執行について、ここだけ要旨に書いてある。予算審議などの時には何項何目についてそれが要旨になっている。要旨を書いていただきたかった。

それから市職員の人事管理は、副市長から答弁させる。川内原子力発電所3号機の

増設問題は市内から増設に賛成する意見もいたっている。増設がいいことばかりだとは考えていないが、現在の段階で反対の判断もしていない。

**質問者 牛之濱由美議員**  
**市長の政治姿勢について**

**議員** 一般会計補正予算第6号の葬斎場管理費で571万6千円が補正額であがつてきた。

これは、今年5月の大雨により斎場の登り左側のり面のがけ崩れが発生した。同月には撤去作業が行われた。

しかし、再び6月の大雨により、1回目より大きながけ崩れが発生し、通行不可能になり、下り一車線のみ利用となっている。6月に発生した土砂災害にもかかわらず、4ヶ月たった現在でも災害時のままである。今回の補正予算でやっと計上された。そこで、市長にお尋ねした

い。8月に開かれた臨時議会で一般会計補正予算第2号の観光費で補正額500万円を計上された。これはまちづくりにコンサルティング業務で、庁舎をかきわきりに防波堤や水産振興センターのペイントの費用であるが、6月に発生した災害より、市庁舎のペイントのほうが専決までして、急がなければならなかった事業だったのか。

事業の優先順位で、どちらを優先すべきかお答えいただきたい。

**市長** 議員必携を持っているか、もう一回会議規則等を読む。「質問者は議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならぬ。」「質問の通告書には要旨を記載しなければならぬが、要旨であるためには少なくとも内容についての具体性がなければならない。」「何々一般」のようなものは、質問の要旨とはならない。」「具体性のある要旨をここに出すべきである。事業の優先順位は、この要旨としては具体性がない。議会規則に則って一般質問をしていただければとお願いたい。

**質問者 中面幸人議員**  
**消防行政について**

**議員** 協本の八郷方面など消防本部から遠い地域では、救急車の出動要請から現地に到着までの所要時間が長く、どうにかならないかと地元住民から要望がある。

今後増加が予想される高齢者からの救急要請や脳及び心臓疾患などの救急救命を要する患者やその家族の心境を考えると、この時間の長さは、やはり知れないものがある。

そこで、市民の皆様々の安心安全を守るために以前配置していた救急車を三笠支所にも一度、配置できないか伺いたい。

**市長** 消防行政、救急車の件は、消防組合で議論をいたいただくべき問題だと考えている。

**共同水道について**

**議員** 現在市内には共同水道施設で運営している集落は7集落ある。当初の設置には市から80%の補助がでるが、その

後の維持管理はその集落でする。設置当初は人口も多く年齢も若く所得もあり、問題もなかったが、今後高齢化や人口の減少が進むなか、集落だけの運営管理では負担が重くのしかかる。

そこで、共同水道も上水道や簡易水道事業並みに市で運営できないかお伺したい。

**市長** 共同水道施設運営について、難しい状況になりつつあることは認識している。また、それぞれの地域で特殊事情がある。そのようなものを一つ一つ見つめながら対応していく必要がある。水道が詰まったときにすぐ対応ができる状況も作らなければならないし、また、全部一貫して市が簡易水道も引き受けることがいいのか、それも考えなければならぬ。個別に対応しなければならない問題と思っている。

**市政運営について**

**議員** 私の集落では奉仕作業として市道、農道、河川の草払いをしている。この奉仕作業に年々不平不満が出てくる。しかし、行政頼りだけでは集

落は荒れ果ててしまうので、集落の環境美化を推進し集落の活性化を図っていくには今後も続けなければならない。

そこで、これから高齢化比率も上がっていくが、このような集落の自治運営についてどう考えるか伺いたい。

次に折多地区活性化施設建設についてお尋ねしたい。

平成18年度から実施されてきた阿久根北部地区の中山間地域総合整備事業の一環として計画され、今年度測量設計業務を委託しようとしていたが、市長は県に対し事業停止の申し出をしたが、どのような理由かお伺いしたい。

**市長** 高齢者対策は地域によって特徴があり、過疎化していくなかで、支え合いの環境が非常に難しくなってきた。それもよく分かっている。高齢者対策は中心の問題かもしれない。ただ問題と言っているも仕方がないわけであるから、一緒になって取り組んでいかなければならない。

全部市が引き受ける状況では、また財政がもたないし、また、地域の主体性もなくなってしまう。両方、勘案しながら見捨てられる地域のない

ようにしていきたいと思っている。

折多地区活性化施設については副市長から答弁させる。

**議員** 折多地区活性化施設についての仙波氏の説明はいろいろな。というのは3ヶ月前にきたばかりで、この案件は、折多地区が20年前から要望をしているので、仙波氏は分からないので、市長に答えたい。

### 質問者 大田重男議員

#### 市政について

**議員** 市長は専決処分で固定資産税の引き下げをしたが、今の市の財政は本当に余裕があるか疑問に思う。この点は市長が市を経営する経営者としての感覚でお答え願いたい。

次に地域医療について、これは陳情書もあがっているが、大川地区の診療所が9月30日で休診となった。住民は非常にショックを受けると同時に不安が高まっている状況である。交通の足を持たない高齢者や高齢者と一緒に住んでいる家族から不安でならな

いとの声を聞いている。

少子高齢化が特に進んでいる大川地区であり、地域住民のこうした不安を払拭するためにも診療所再開に向けて、今現在どういった手を打っているか伺いたい。

**市長** 質問の要旨に書いていることの市の財政についてと地域医療についてであるが、通告書の要旨であるためには、内容に具体性が必要であるという決まりになっているので、規則に併せた形での要旨をお願いしたい。

地域医療については、副市長から答弁をさせる。

**議員** 仙波氏は副市長と認めていないので答弁は必要ない。

### 質問者 鳥飼光明議員

#### 政治姿勢について

**議員** 副市長の専決処分は、8月の臨時議会及び今回の議会でも承認していない。また、総務大臣は議会を招集しない状態で行った専決処分は違法と発言され、鹿児島県知事も法律違反であると答弁しているにもかかわらず、副市長と

して仕事をしている。

そこで副市長選任に当たったどのような調査をしたか。今後も副市長として勤務するならば、市政運営に問題が生じてくると思われるが、市長の考えをお聞きしたい。

次に平成21年度財務指標について、新聞発表され実質公債比率13・6、県下19市で第7番目、将来負担率59・3、県下4番目について市長としてどのように評価するか伺いたい。

次に折多地区活性化施設は、約20年前から地区民が待ち望んでいる施設で、県及び市も予算計上された時は地区民も喜んでいたが、突然、建設しない。条件として年間管理約300万円を地元が負担すると建設してもよいとの答弁、だつたと区長から聞いて驚いた。

そこで他の施設は今後、どのような対処をするのか。現在施工している取り付け道路の延長は幾らか。敷地造成は何平方メートルか。そして進捗率は何%で事業費は幾らか。また、市長は建設しないということであるが、今後どのような計画をするつもり

か。また県に対する対応はどうするか伺いたい。

次に、おりた保育園の移転計画であるが、この計画も22年度予算に計上し、補助金申請の段階で理事長が市長の計画を邪魔しているなどの理由で決裁しないと聞いているが、これが事実であるか。市長は現在の保育園の施設を調査したことがあるか。

この保育園は平成18年3月、5年以内を目途に改築する条件を受け入れて、民間に移譲した経緯があり、それに基づいて経営者は土地を購入し、県の事業を活用して、建設計画したが、この事業は22年度で終わるが、もしこれを建設しなければ、県に対する信頼がなくなると同時に今後の施設計画等に支障が生じ、市長には責任問題が生じると思われるが、どのような対策を講じる考えか。また、県も予算計上していると思われるが、市長は県に対し、どのような措置を講じる考えか伺いたい。

以上で質問を終わるが、仙波氏は議会の承認を得ていないので、仙波氏の答弁は



**市長** 副市長の専決処分等と折多地区活性化施設及びおりた保育園移設計画等は仙波副市長に答えさせる。

質疑をする場、市民のために話をする場と考えるのであれば、自分の好き嫌いで聞かなくてもいいという、その態度は問題ではないか。

誰に答弁させるかは私の権限である。市長が答弁者を副市長を選ぶのであれば、聞かなくてもいいとは、それは市民に対して無責任ではないか。

平成21年度財務指標について鳥飼議員は、大変いいという感触でいるかもしれないが、この国自体が大変な状態だと分かっているか。鹿児島県知事もこの国は10年以内に破綻すると言っている。

特に37兆円の税収に対して、公務員人件費などは35兆円も掛かっている。いわゆる財務指標などを基準に行政を言っているのは、路頭に迷うことになると思っている。

## 質問者 瀨崎國治議員 市政運営について

**議員** 本市の雇用対策について、

3月の議会でも阿久根市観光促進事業を県のふるさと雇用再生特別基金事業を導入して実施することであったが、当初予算を委託料から賃金の費目に修正可決した。しかし市長は、違法な専決により賃金から委託料に組み替えた。

この事業は当初予算案での説明もなく、詳細について確認できない事業であった。

市では、雇用対策が喫緊の課題であると考え、この基金事業を民間への委託事業ではなく、市の直営事業で行ったほうが、雇用を創出する効果が高いとしての予算修正であったが、事業実施要綱を見ると、市の直営でも可能な事業であったと考える。市の直営で雇用を創出する事業ができた理由を教えてください。

**市長** 市の雇用対策についての中身であるが、直営でしてほとんどどううまくいったためはない。そういう実感がある。

本場に直営はうまくいかない。

**議員** 地方への企業進出が厳しい状況で市単独での雇用をふやすことは簡単にできるものではないことは重々承知しているが、今回の政府の補正予算の重点項目では、介護・福祉の分野が掲げられている。

全国的に介護・福祉部門の施設の整備が遅れており、市でも特別養護施設への待機者もいるので、施設整備が重要な課題であると考え。国・県の施設整備方針や市の財政状況、あるいは社会福祉法人等の関係もあると思うが、関係機関に働きかけを行う考えはないかお尋ねしたい。

今日の景気低迷の状況からすると、企業誘致等で雇用をふやすことは、厳しい状況と理解しているが、老人福祉費で介護基盤の整備事業として予算計上してある。社会福祉施設であれば、雇用の拡大にも貢献すると思うが市長の考えを伺いたい。

**市長** 関係機関への働きかけは、できるだけのことではやっているつもりであるが、議員からも具体的なアイデアがあれば、教えていただきたい。

**議員** 平成22年度一般会計補正

予算第2号で違法な専決処分した観光費のまちづくりコンサルティング業務委託は市役所庁舎の壁面塗装も含まれているか。実施場所や予算要求の500万円の積算内容、実施期間等、委託の相手方も含めて教えていただきたい。

同じく違法な専決処分した水産業施設整備補助金は、魚選別機の購入補助ということであるが、予算計上することになった経緯を教えてください。また、国、県等の補助事業の対象事業であるが、補助事業でなく国、県からの補助金分まで市が補助しなければならぬ理由があったのか教えてください。

その後、違法な専決が問題となり、北さつま漁業協同組合が補助金の辞退をした。専決までして予算計上した補助金であるが、最終的に予算残となれば、予算編成執行上で問題となるので、どのような処理をするのか伺いたい。

**市長** 補正予算の専決処分について、違法とは思っていない。内容について要旨を細かく聞かせていただいたかと思う。

**議員** 市長等の旅費は、阿久根

市職員等の旅費に関する条例の規定により、支給することになっている。

そこで、市長の行事の4月から6月に東京や京都など出張しているが、通常であれば6月議会を開催しなければならぬ時期であり、議会軽視の出張である。

特に5月1日から5月4日は千葉市に地域振興策に係る視察を行ったとのことであるが、どのような目的で、どのような状況であったかお尋ねしたい。

次に5月31日から6月2日の出張であるが、内容は大学の講演とあり、講演会での講師として出張したと理解している。大学からの要請であれば、要請したほうから講師料も含めて費用の負担がされるべきである。大学から正式な要請があったのか。あったとすれば、旅費等の費用の負担の關係は記載しなかつたのかお尋ねしたい。阿久根市から旅費が支出されていると聞いているが、市で出張旅費を負担しなければならぬ理由を教えてください。

**市長** 適正な旅費等の支出についてゴールデンウィーク中

のものは、新しいタイプのこみ処理装置があるということだ、現物を見て来た。近々そのデモ機が阿久根市に提供される予定である。それから大学の件である

が、大学が大学の教授から授業をしてほしいという話があったので私が受けた。公の仕事だと考えているので、不当だと思っていない。正式な依頼文書はない。

## 松元薫久議員、石澤正彰議員、牟田学議員、山田勝議員に対する懲罰特別委員会の報告

懲罰特別委員会はそれぞれ付託された懲罰の案件について審議等を行い主に次のような報告が述べられました。なお、報告等の内容は要約してありますので、御了承ください。

### 懲罰特別委員会

委員長 古賀 操

### 松元薫久議員に対する懲罰の件について

10月5日の本会議で懲罰委員会に付託になった案件は、松元薫久議員に対する懲罰動議である。

10月7日、10月12日、10月15日の委員会で今回、懲罰動

求めた。

提案者は議長等の再三の説得にも応じず議長を1時間半余り封鎖し、開場後も議長席を他の3人と一緒に占拠して意図的に議事を妨害した。これは会議規則第144条及び146条に違反する行為である。

これに対しての質問は全員協議会の途中で3人が議場に入り、松元議員だけが取り残されたことから当初は4人であるということではなかった。ではないかとの質問があった。

次に今回、議場閉鎖や議長席占拠にいたる一連の行動のきっかけされる議長発言について、濱之上議長に参考人説明を求めた。

参考人説明のうち松元議員に関しては、松元議員を含む4名の議員が全員協議会において、議長と市長との会話をなぜ記者に話したのかとあたかも何か悪いことをしたかのように責任を問う言い方をしたとの説明があった。

参考人説明に対しての質疑はなかった。

次にテレビ報道や全員協議会会議録や新聞記事等を資料

として松元議員の行動検証を行った結果、次のような意見が出た。

①全員協議会の途中3人が議場に入った後に1人残されている事実、これは積極的な意思はなかったのではなくて彼の性格から遅れたという判断であった。

②傍聴人が議員控室にきて松元議員を連れて議場に入らせた事実。議場に入ってからうしろのドアの見張り役をしていた。

③議長席の占拠は議長席にはいなかったので占拠には当たらない。

④議長席にはいなかったが取った行動からいけばしたことと同じである。

⑤占拠はしたが積極的に関与していない。

⑥議場封鎖に手を貸したことには間違いない。

⑦再三の説得にもかかわらず封鎖を続けたなどでした。

次に松元議員より一身上の弁明の申し出があったので許可した。

松元議員の弁明は先般、総務大臣は阿久根市議会を八百長プロレスと表現した。市議会混乱の原因は12名が結

託し、市長を選んだ民意を無視して政策妨害を続けてきたことである。そのうえ不信任決議からは逃げて議員職にしがみつくと本当に醜いことである。この12名は我々4名を議論から排除し、談合ですべてを決めてきた。この懲罰特別委員会も市民の傍聴を許可せず市民に隠している。議長をはじめとする談合と八百長の12名には品位や信用、秩序を語る資格は全くないとの弁明であった。

これに対して委員からは全く反省していないとし、議員として議会の秩序や品位を重んじて行動しなければならぬとあるが、その点についてどう思うかの質問に対して、弁明のとおりと答えるのみであった。

弁明後の各委員からの意見は次のとおりであった。

①弁明に値しない。

②反省が全くない。

③今の議会に対する不満を述べただけ。

④事の重大さに対する認識がない。

⑤弁明書の内容も当委員会の実態とは異なる表現をし、世間に誤解を与える非常に疑わ



しいものであるとの意見であった。

次に行動検証の総括の中で先の検証結果に加えて次の意見が聞かれた。

①占拠にはかかわったが加担した時間が短い。

②3人による議場封鎖の後入るタイミングがあつたにもかかわらずあえて入つていかなかつた。

次にこのような各委員の検証検分と心証を客観的に表すために、当委員会独自の行動検証評価表を作成し記入した。

そして、その評価表と他自治体での懲罰事例をもとに松元議員に対しての懲罰を審査した。

その結果、次のような意見が出た。

①評価点を見る限り委員の皆さんが大きな責任を取るような行動はしていない。

②積極的な関与が見受けられないが違反行為があることは変わりない

③全国的に今回のような事例はなくあえて参考にするならば、議会を誹謗中傷し冒涇したことで5日間の出席停止の事例がある。

④地方自治法第132条、会議規則第144条、第146条に違反している。

以上のことを集約し懲罰を科すかどうかの採決をとり挙手多数で懲罰を科すことに決定し、その懲罰は採決の結果、5日間の出席停止と決した。

### 石澤正彰議員に対する懲罰の件について

10月5日の本会議で懲罰委員会に付託になった案件は、石澤正彰議員に対する懲罰動議である。

10月7日、10月12日、10月15日の委員会で懲罰動議の原因となった議場占拠等の事実検証、他自治体で行われた懲罰事例などをもとに審査した結果、石澤正彰議員には5日間の出席停止処分を科すものと決した。

審査の過程で出た意見や質疑について審査手順に沿って報告する。

まず、提案者に提案理由を求めた。

提案者は議長等の再三の説得にも応じず議場を1時間半余り封鎖し、開場後も議長席を他の3人と一緒に占拠して

意図的に議事を妨害した。

これは会議規則第144条及び146条に違反する行為である。

また、これまでも全員協議会等において議員の品位を汚す暴言を繰り返し、議員各位から叱責を浴びているとのことであつた。

さらに、もう一人の提案者より開場の際に激しく抵抗し入場を阻止し、議事再開を妨げる行為を行ったと説明もあつた。

提案者の説明に対して委員から質疑はなかつた。

次に今回議場閉鎖や議長席占拠にいたる一連の動きのきっかけとされる議長発言について、濱之上議長に参考人説明を求めた。参考人説明のうち石澤議員に関しては石澤議員を含む4名の議員が、全員協議会で議長と市長との会話をなぜ記者に話したのかとあ

たかも何か悪いことをしたかのように責任を問う言い方をしたとの説明があつた。

その後の参考人説明に対して質疑はなかつた。

次にテレビ報道や全員協議会会議録や新聞記事等を資料として石澤議員の行動検証を

行った結果、次のような意見が出た。

①全員協議会のなかで言葉の暴力や暴言を発し、その時に湯飲みを持つて投げつけるようなしぐさを行った。

②議場後方のドアの施錠をし、この封鎖には積極的な役割を果たした。

③議場封鎖後、傍聴席に向かつて議場を占拠しましたと宣言した。

④ドアを開けてなだれ込んだ時、強固に抵抗した。

⑤議長席の占拠については牟田議員、山田議員とすれば若干その度合いは薄い。

⑥再三の説得にもかかわらず封鎖を続けた事実があるなどであつた。

次に石澤議員より一身上の弁明の申し出があつたので許可した。

石澤議員の弁明は松元議員が読み上げた弁明書のとおりであるとして弁明の言葉はなかつた。その後、委員の質疑には私がやったこととは決してほめられたことではないと思

っているとの答弁でした。

弁明後の各委員からは弁明に値しないことは先の松元議員と同じであるが、石澤議員

だけがやや反省の色をだしているとの意見があつた。

次に行動検証の総括の中で先の検証結果に加えて次の意見が聞かれた。

①石澤議員には会議規則第146条の何人も会議中にはみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる行為をしてはならないに抵触している。

②ドアを開けて流れ込む時、強固に抵抗したテレビ報道を

観て強烈に印象に残つた。

③当議員はその後、自身のブログで反省と取れる文面を載せているとのことであつた。

次にこのような各委員の検証検分と心証を客観的に表すために、当委員会独自の行動検証評価表を作成し記入した。

そして、その評価表と他自治体での懲罰事例をもとに石澤議員に対しての懲罰を審査した。

その結果、次のような意見が出た。

①今回の松元議員以上の懲罰が必要である。

②暴力行為がなかったため除名をするまでにはいかないが、その下の処分が5日間の出席停止しかない。これには不服だが規則にない以上仕方



がない。

③評価点では山田議員、牟田議員より低く議長席占拠の行動に関与していない。

以上のことを集約し懲罰を科すかどうかの採決を取り挙手多数で懲罰を科すことに決定し、その懲罰は採決の結果、5日間の出席停止と決した。

## 牟田学議員に対する懲罰の件について

10月5日の本会議で懲罰委員会に付託になった案件は、牟田学議員に対する懲罰動議である。

10月7日、10月12日、10月15日の委員会でも今回、懲罰動議の原因となった議場占拠等の事実検証、他自治体で行われた懲罰事例などをもとに審査した結果、牟田学議員には除名処分を科すものと決した。以下、審査の過程で出た意見や質疑について審査手順に沿って報告する。

まず、提案者に提案理由を求めた。

提案者は議長等の再三の説得にも応じず議場を1時間半余り封鎖し、開場後も議長席を外の3人と一緒に占拠し

て、意図的に議事を妨害した。

さらに、議長席占拠の際、議長に暴行を働くという非常に危険な行爲を行い、会議規則第144条及び146条に違反し、議員として絶対あつてはならないものであるとのことであつた。

さらに、もう一人の提案者より、討論の際に牟田議員より議長に対する行き過ぎた行動をわびる発言があつたが、提案者が謝罪は討論に乗じて行うべきではなく、きちんとした場をもつて、また、議長にもすべきと話をしたら、その必要はないということ、牟田議員が行つた謝罪の意の信憑性に疑問を持つていたとのことであつた。

提案者の説明に対して委員からの質疑はなかつた。次に、今回議場閉鎖や議長席占拠にいたる一連の行動のきつかけとなる議長発言について、濱之上議長に参考人説明を求めた。参考人説明のうち牟田議員に関しては、牟田議員を含む4名の議員が、全員協議会で議長と市長との会話をなぜ記者に話したのかと、あたかも何か悪いことをしたかのように責任を問う言

い方をした。さらに、議長席に着席しようとした際に山田議員に羽交い絞めされている状況で、うしろから押し落とされる暴行を受け、現在通院し加療中であるとのことであつた。

その後の参考人説明に対して質疑は次のとおりでした。

①暴力行為を受けて現在治療中とのことであるが、診断書を提出できないか。  
②テレビ報道を見る限り、相応な暴行行為だが、傷害罪として刑事告訴すべきだ。

これに対して参考人から、  
①診断書は今のところ出す気持ちはない。  
②刑事告訴は議会審議を優先したいので、この懲罰特別委員会の結果も踏まえながら、静かに見守りたいとのことであつた。

次に、テレビ報道や全員協議会会議録、新聞記事等を資料として牟田学議員の行動検証を行った結果、次のような意見が出た。  
①議場に入り、前方のドアの施錠をした。  
②ドアを開けて、なだれ込んだ時、強固に抵抗した。  
③議長が議長席につく際、山

田議員に妨害されている時に山田議員の指示を受け、うしろから突き飛ばす暴行を働いた。

④再三の説得にもかかわらず封鎖を続けた。  
⑤議長席の椅子の手すりに腰掛けて占領したなどであつた。

次に牟田議員より一身上の弁明の申し出があつたので許可した。

牟田議員の弁明は松元議員が読み上げた弁明書のとおりであるとして弁明の言葉はなかつた。

その後、委員から議論の場で議案討論の冒頭謝罪したが、その内容と今日の弁明書の整合性はとの質疑にも弁明書のとおりであるとの答弁であつた。

弁明後の各委員からの意見は、松元議員と同様である。

①弁明に値しない。  
②反省が全くない。  
③今の議会に対する不満を述べただけ。  
④事の重大さに対する認識がないとの意見であつた。  
次に行動検証の総括の中で、先の検証結果に加えて次の意見が聞かれた。

①牟田議員には会議規則第146条の何人も会議中にはみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる行爲をしてはならないに抵触しているとのことであつた。

次にこのような各委員の検証検分と心証を客観的に表すために当委員会独自の行動検証評価表を作成し記入した。そして、その評価表と他自治体での懲罰事例をもとに牟田議員に対しての懲罰を審査した。

その結果、次のような意見が出た。

①討論の場を借りて謝罪したが、弁明の時にはそのかけらも感じなかつた。謝罪をしたとは理解できない。

②段差のある議長席であるような危険な暴力行為は、4人の中でも許せない行為である。

③評価点も4人中2番目に高く山田議員が指示したとしても積極的にかわつていた。暴力行為がなかつたら、評価点は低かつたと思う。  
④山田議員と並んで評価点が高いこの点数からみても責任を取らざるを得ない。  
⑤懲罰事例から横浜市の平成

14年の事例が当てはまる。これは事務局長席と議長席を占拠して、除名になったが今回のケースはさらに暴行行為まで働いているということで横浜市以上の懲罰が必要と考えられるということであった。

以上のことを集約し懲罰を科すかどうかの採決をとり、挙手多数で懲罰を科すことに決定し、その懲罰は採決の結果、除名処分と決した。

### 山田勝議員に対する懲罰の件について

10月5日の本会議で懲罰委員会に付託になった案件は、山田勝議員に対する懲罰動議である。

10月7日、10月12日、10月15日の委員会でも今回、懲罰動議の原因となった議場占拠等の事実検証、他自治体で行われた懲罰事例などをもとに審査した結果、山田勝議員には除名処分を科すものと決した。

以下、審査の過程で出た意見や質疑について審査手順に沿って報告する。

まず、提案者に提案理由を求めた。

提案者は長年の議員経験と議長職もしたかたが、議長等の再三の説得にも応じず議場を1時間半余り封鎖し、開場後も議長席を他の3人と一緒に占拠して意図的に議事を妨害した。

さらに議長席占拠の際、議長を羽交い絞めにする暴行を働くという常軌を逸した行為は会議規則第144条、146条に違反し、ベテラン議員として新人議員を率いての行動は絶対あってはならないものであるとのことであった。

提案者の説明に対して委員から質疑があった。

①どういふことから山田議員が先導的な役割を果たしたと感じられたかの問いに、全員協議会途中に「もうだったら、議会はさせない。」と言いな

ら議場に走って行ったと同時に他の2人も追従して行ったこと。牟田議員の暴力行為も促すような指示をしたから感じたとの答弁であった。②今回の行動は計画性があったのではないかの問いに、4名は山田議員の手法のもとに同一行動を取っていると感じた。そして計画の首謀者は山田議員だと認識したとの答弁

であった。

③今回の行動の意図する目的とは何だったとお考えかの問いに、人事案件を含めた議案審議の中で議会を封鎖する形で流会させ、議会が議決しない専決処分の要件を作り出し

違法とはいえ、それをもって地方自治法第179条の専決処分を正当化しようとしたと考える。それから山田議員は市長が議長との会話を録音したテープの存在を全員協議会の中で公言し、そのテープを聴いた山田議員らがそれを題材にして議会をできなくして専決ありきの方向に持っていくと画策したとの答弁であった。

次に今回議場閉鎖もしくは、議長席占拠にいたる一連の行動のきっかけとされる議長発言について、濱之上議長に参考人説明を求めた。参考人説明のうち山田議員に関しては山田議員を含む4名の議員が、全員協議会で議長と市長との会話をなぜ記者に話したのかと、あたかも何か悪いことをしたかのように責任を問う言い方をした。

絞めにされて着席できず、山田議員の指示による牟田議員の暴行により、うしろから押し落とされたとのことであった。

その後の参考人説明に対しての質疑は次のとおりである。

①4人の議員の行動は有効な専決処分の理由を作るための手段であったのではの問いに、全くそのとおりであり、専決を目指した行動だったのだらうとの答弁であった。

②議長と市長のやりとりが録音されているような発言があったかの問いに、市長とのやりとりの際にレコーダーはなかった。その録音があるとしたら市長が隠し録りをしていたのではとの答弁であった。

③仙波氏が市長との会話を取り消されることによって、議長が言ったそれなら専決をすればいいの発言が誤った発言であったという事実を確定させにきたのではの問いに、まさに私もそう思っているとの答弁であった。

④9月27日の議長と市長との話し合いの内容を山田議員は市長から聞き、29日の議会行動すべて意図的に描かれてい

たのではの問いに、全員協議会するとき山田議員が市長から聞いたと言ひ、あんな大騒ぎをするまさに、策略的だったと思うとの答弁であった。

⑤議長と市長との会話が山田議員に伝わった経緯で盗聴されたとの懸念があるが、盗聴されたことで相手を告発するつもりはないかの問いに、確認、検討したいとの答弁であった。

次にテレビ報道や全員協議会会議録や新聞記事等を資料として山田議員の行動検証を行った結果、次のような意見が出た。

①全員協議会での話し合いの途中で「議会はさせん。」と言って行動を先導するように議場に入ったあと施錠をするよう指示した。

②議長等の再三の説得にもかかわらず封鎖を続けた。

③議長が議長席に行こうとすると羽交い絞めにして阻止した。

④牟田議員に、うしろから押せとも取れるような暴行行為を促すような指示をした。

⑤議長席に座って占拠したなどであった。

次に山田議員より一身上の弁明の申し出があったので許可した。

山田議員の弁明は先の3人がしたのと同じであるとして弁明の言葉はなかった。

その後、委員から議員を28年もやってきたあなたが議場の秩序と品位を傷つけたことに對し、どう考えるかの問いに、言われることは分かるがこんな議會は初めてだから自分の抵抗の限界だったとの答弁であった。

弁明後の各委員からの意見は先の議員同様である。

①弁明に値しない。

②反省が全くない

③今の議會に対する不満を述べただけ。

④事の重大さに對する認識がないとの意見であった。

次に行動検証の総括の中で先の検証結果に加えて次の意見が聞かれた。

山田議員に対しては會議規則第146条の何人も會議中にはみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる行為をしてはならないに抵触しているとのことであった。

次にこのような各委員の検証検分と心証を客観的に表

すために、当委員会独自の行動検証評価表を作成し記入した。

そして、その評価表と他自治体での懲罰事例を基に山田議員に對しての懲罰を審査した。

その結果、次のような意見が出た。

①この事件の口火を切った。

②この事件のリーダーで議場占拠すると発言し行動した。

③28年の議員で議長職も経験した山田議員が自分の抵抗の限界であると称してこのような暴挙に及んだことは、非常に重い。

④自分の意見が通らなければこのような行動を起こすとは、議員にあるまじき行為であり、山田議員の経歴からしてももつてのほかと感ずる。

⑤山田議員がこのような行動を起こさなければ他の3人もこのような行動にはでなかつたと思う。非常に残念である。

⑥山田議員のキャリアからしても他の議員を誘導して行った行為は非常に重く議場の占拠をすることによって、どのようなことになるかということも十分に把握しながら行った行動は、厳重な処分を科すべきで

ある。

⑦全国の懲罰事例にもないような重大な事犯が十分な経験で判断できる山田議員が起したことは、責任重大であり除名処分が妥当であるとの意見であった。

以上のことを集約し懲罰を科すかどうかの採決をとり、挙手多数で懲罰を科すことに決定し、その懲罰は採決の結果、除名処分と決した。

会 期 日 程

会期

9月29日から平成23年1月21日までの115日間

9月29日 本会議

○ 會議録署名議員の指名

○ 会期の決定

○ 諸般の報告

○ 報告・一般議案・条例・補正予算

9月30日 本会議

○ 一般議案・条例・補正予算

10月5日 本会議

○ 一般議案・条例・補正予算、陳情

10月7日 委員会

○ 懲罰についての審査

10月8日 委員会

○ 総合計画についての審査

10月12日 委員会

○ 総合計画についての審査、懲罰についての審査

10月15日 委員会

○ 懲罰についての審査

10月18日 本会議

○ 委員長報告、表決

10月19日 本会議

○ 一般質問

10月20日 本会議

○ 補正予算

10月25・26・28日 委員会

○ 過疎計画についての審査

10月27日 本会議

○ 補正予算

10月27日 委員会

○ 過疎計画についての審査

11月4・5・8・9日 委員会

○ 決算についての審査

11月24日 本会議

○ 委員長報告、表決、陳情

11月29日 委員会

○ 陳情についての審査

12月7日 委員会

○ 陳情についての審査

12月9日 委員会

○ 一般議案についての審査

12月13日 本会議

○ 補正予算、陳情等についての審査

○ 委員長報告、表決

12月28日 本会議

○ 選挙、陳情、意見書

12月28日 委員会

○ 陳情についての審査

平成23年1月6日 本会議

○ 決議、意見書

1月7日 委員会

○ 陳情についての審査

1月18日 本会議

○ 議席の指定、常任委員の選任、陳情

1月18日 委員会

○ 陳情についての審査

1月21日 本会議

○ 委員長報告、表決

決 議

※可決されたもの

◎違法で無効な副市長選任等の専決処分の是正を求める決議

◎議決された条例を即時に公布し違法状態の解消を求める決議

◎竹原市長の真摯な議会対応を求め決議

◎正当な市長職務代理者による市政執行を求める決議

◎市民生活に直結する補正予算の早急な提出を求める決議

◎違法でかつ無効の「独裁」的専決処分に抗議する決議

◎潟土地区画整理地内の土地



(旧保留地) 公売の一時停止を求める決議  
 ※否決されたもの  
 ※瀆之上議長に対する不信任決議

**人事案件**

◎同意されたもの  
 ◎固定資産評価審査委員会の委員の選任について

松永 秀雄 氏

◎固定資産評価員の選任について

上野 正順 氏

◎不同意されたもの

◎教育委員会の委員の任命について

餅越 ますみ 氏

工藤 公雄 氏

長深田 悟 氏

◎公平委員会の委員の任命について

内田 澄則 氏

平岡 まり子 氏

**懲罰動議の件**

※決定されたもの

◎5日間の出席停止の処分

松元 薫久 議員

石澤 正彰 議員

◎除名処分

牟田 学 議員

山田 勝 議員

**阿久根市選挙管理委員補充員の選挙**

選挙管理委員補充員がすべて欠員となったため、平成22年12月28日の議会において選挙が行われました。

◎補充員

樫八重 勝

松元 安秀

吉瀬 千賀子

宇都 秋夫

**新議員紹介**

◎議員失職に伴う阿久根市議会議員補充選挙が平成23年1月9日に告示され山田勝氏と牟田学氏が無投票当選となりました。

**お知らせ**

◎議会会議録の閲覧について、本会議の質問や答弁内容を詳しくお知りになりたい方は、市立図書館で「市議会会議録」をご覧ください。

市のホームページでも平成十五年第三回市議会定例会からご覧になれます。

※議会、たより、議会傍聴に関するお問い合わせは、市議会事務局まで。

TEL (七二)〇八一五

**可 決 さ れ た 決 議**

**違法で無効な副市長選任等の専決処分の是正を求める決議**

竹原市長は、平成22年第1回定例市議会の会期中途から議会への出席を拒否し、その後は市議会を招集しようとせず、市議会議員からの臨時議会開会請求をも無視し続けてきた。この異常事態に対し、鹿児島県知事からは2度にわたる是正勧告がなされ、早期の議会招集が求められたところである。

しかし、その後も臨時市議会の招集はなされず、議員からの請求に係る招集期限後においても専決処分が強行された。

仙波敏郎氏の副市長選任に係る専決処分も臨時議会招集請求に応じず、明らかな違法状態の下で行われたものであり、総務大臣や鹿児島県知事が違法との見解を示すなど市内外からその法的無効性が言われている。

本年8月25日及び26日によろしく行われた臨時議会において提案された専決処分のうち、不承認と決した専決処分は、地方自治法第179条第1項に規定する専決処分の事由のいずれにも該当しないとして不承認とされたものであり、これは阿久根市議会が仙波敏郎氏を阿久根市副市長として認めないという意味を明確にしたものである。

しかし、このような状況においても竹原市長及び仙波氏は、議会に報告したことをもって専決処分が有効なものとし、副市長としての事務実施の正当性を主張しているが、もともと違法で無効なものが有効になるはずはなく、これは説得性を持ち得ない全く理解不能な論理である。また、「違法かどうかは司法が判断すべきこと」としているが、行政は法令に基づいて行われるべきで、行政の執行者は法令への適合性を常に意識しながら事務に従事しなければならない。竹原市長及び仙波氏の見解は、法律に基づいた行政を行うべき責任を有している立場にありながら、また、その職に就こうとする者としては極めて不見識なものであると言わなければならない。

今後においても、竹原市長が仙波氏を副市長の職にある者と主張し、その職務を行わせようとすることは、既成事実を積み重ね、違法な選任人事を議会と市民に追認させるものであり、二代表制の原則を大きく踏み外れ、法秩序の崩壊、行政への信頼の失墜を招くもので決して許されるものではない。

以上のことから、阿久根市議会は、改めて、仙波敏郎氏を阿久根市副市長の地位にある者として認めないことを明確にするものである。

よって、阿久根市議会は、仙波氏に対し、自らがその職に留まることは将来的にさまざまな問題を引き起し、事態の收拾をさらに困難ならしめ、公益を損なうことにつながることを深く自覚して、速やかに市政への関与から退くとともに、自ら直ちに本議場から退席を強く求めるものである。

同時に、竹原市長においては、法律の利己的解釈をやめ、独断により専決した副市長選任議案が違法で無効なものであることを認め、仙波氏を副市長として市政運営に関与させず、また、市議会が不承認とした専決処分において適切な措置を講ずるよう強く要請するものである。

以上、決議する。

平成22年9月29日

阿久根市議会

### 議決された条例を即時に公布し違法状態の解消を求める決議

阿久根市議会は、平成22年8月26日の本会議において「阿久根市議会定例会条例の一部を改正する条例の制定について」の議案を賛成多数で可決した。

この議案は、地方自治法第112条の規定に基づいて適法に議会に提出され、本会議での審議手続を経て制定が可決された条例である。

地方自治法第16条第2項では、地方公共団体の長は、条例制定の議決があり制定された条例の送付を受けた場合において再議の必要がないと認めるときは、送付を受けた日から20日以内に公布しなければならないと定めている。

しかしながら、竹原市長は、条例送付後再議に付す手続はとらないまま、公布期限の9月16日までに公布しなかった。

このことは、解釈の余地もなく法の明文の規定に抵触する違法な行為である。

竹原市長は、これまで「議会が自分に対し不信任の状態だから」と、法を自らに都合のいいように解釈し、自らが違法に行った専決処分の正当性を主張してきた。今回、解釈の余地がない事案に際しては、公然と法律を犯して、自らが気に入らない施策の実施を妨害している。自己の利益のためだけに行動する態度は、竹原市長の口癖である「市民のため」との言葉とは全く正反対の、「自分の保身のために行政を運営する」と自ら告白しているようなものである。

議会が正式に議決した条例を公布しないことは、二元代表制に基づく地方自治を根本から否定するものである。

竹原市長は自らが犯している法律違反の重大性を深く反省し、正当な手続を経て可決された条例の公布を即時に行い、違法状態を解消するよう、強く求めるものである。

以上、決議する。

平成22年9月30日

阿久根市議会

### 竹原市長の真摯な議会対応を求める決議

竹原市長は、本日の本会議への出席を拒否し、市長自ら提案した平成22年度阿久根市一般会計補正予算等の委員長報告・表決について、どのような審議が行われ、その結果どのような表決となったかを注視しようとせず、極めて不誠実な態度をとっている。

また、大川地区の区長連絡協議会等から提出されている大川診療所の再開に関する陳情書などの委員会での審議内容にも耳を傾けようとしていない。

一方、今期定例会においても、人事案件等に関する議員の質疑に対し、議案に記載してある中で判断していただきたい旨の答弁を繰り返すなど、議員の質疑に正面から向き合おうとせず、極めて不誠実な対応に終始している。

このように、竹原市長の議会への不誠実さ及び行政のトップとしての説明責任を果たさない態度に対し、また、二元代表制を無視した独善的な市政運営をとり続けている竹原市長に対し、厳しくその責任を問うものである。

よって、竹原市長に対し、行政責任者としての自覚を促し、真摯な議会対応を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成22年10月18日

阿久根市議会

### 正当な市長職務代理者による市政執行を求める決議

平成22年12月5日執行された市長解職投票の結果、阿久根市長は失職した。このことを受けて、現在、市当局においては、議会の招集請求があるにもかかわらず、これを開かないまま違法な専決処分により「副市長」に選任された仙波敏郎氏が市長職務代理者として市長の職務を代理しているとされている。

市議会は、9月29日の本会議において、「違法で無効な副市長選任の専決処分の是正を求める決議」を可決し、仙波氏の「副市長」選任は無効であり、認めることができないとの姿勢を明らかにしている。このことから、もともと無効な立場にある者が市を代表する市長職務代理者に就任することは、さらに違法を重ねるものであり、到底認めることができない。

本市において、市を代表する市長職務代理者が、その立場に法的な疑義を抱かれることとなれば、市行政への信頼を失うこととなる。

したがって、市長職務代理者には、高い識見と公正をもって、特に法令による行政の原理に基づいた事務の執行が求められる。

ついては、市行政への信頼を確保し混乱を回避するため、法的正当性のない者の市長職務代理者としての市政執行を直ちに中止し、正当な市長職務代理者による適正な市政の執行を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成22年12月13日

阿久根市議会

### 市民生活に直結する補正予算の早急な提出を求める決議

平成22年11月24日、阿久根市議会は、第2回阿久根市議会定例会の会期を12月28日まで延長した。

これまで、市当局は、この会期延長を不服として11月24日の本会議を退席し、12月7日に開催された産業厚生委員会へも出席せず、本日の会議にも出席していない。これは、市民の代表機関である議会での説明を拒否するという市民に対する背信行為である。

今回の会期の延長は、9月定例会の招集の遅れはもとより、陳情の審査等の必要があることから、地方自治法第102条第6項及び阿久根市議会会議規則第6条の規定により、議会の議決をもってなされた適法なものである。

しかし、市当局は会期の延長により、条例で定める年4回の議会定例会の招集ができなるとし、会期延長は無効であるとして、議会への出席はおろか、平成22年11月18日に一たん議員に配布した生活保護費等の市民生活に直結する補正予算の提出をしていない。

定例会を年4回招集すると定めた条例の趣旨は、定期的に議会を招集することを市長に義務付け、議会において議案等の審議、議決を行い、施策の決定とその執行を促し市民福祉の向上に資するものとするものである。そして、この趣旨は、現在開会中の市議会に関係の議案を提案して審議し、決定することにより充足することが可能であって、会期の延長は、市長の議会招集権への不当な干渉ではなく条例の趣旨に沿うものである。

そもそも定例会の開催回数の問題は3月定例会における第5次阿久根市総合計画等に関する審議への出席拒否や、6月に議会を招集しなかった市長の違法行為並びに9月定例会の招集の遅れに起因している。市当局として、市長の違法行為は封印しながら、他に責任を押し付けることは許されない。

さらに、8月26日の第1回阿久根市議会臨時会において、議会は、柔軟な会期の設定を可能とする定例会条例の改正を行った。しかし、この条例は市長において公布されていない。公布を拒否することは、地方自治法第16条第2項に明確に違反している。このことについては、9月29日に「議決された条例を即時に公布し違法状態の解消を求める決議」もなされたが、いまだに公布がなされていない。そして、今回の会期延長は、この条例を前提としたものではないし、また、市当局として、条例が公布されていないという市長自らが招いた違法状態をこそ直ちに解消すべきであるのに、その違法状態を主張の根拠にするのは、法律の理解を欠いたものである。

しかしながら、市民生活への影響を考えると、市民生活に不可欠な補正予算の審議は、まさに喫緊の課題である。したがって、市議会は、市当局に対して、早急な補正予算の提出を求めるとともに、提出された補正予算については、提案者の如何にかかわらず、市民生活への支障を回避する観点から審議を行うこととする。

市民生活に直結する補正予算を提出しないことは、市民生活に大きな影響を及ぼすものであり許されないものであり、市当局の責任は免れない。

議会は、いつでも審議ができる状態にあり、開会中の議会に必要な補正予算を提出することこそ市民の負託に応えることである。

市当局に対し、市民生活に直結する補正予算を早急に提出し、議会での審議に応ずるよう重ねて求めるものである。

以上、決議する。

平成22年12月13日

阿久根市議会



## 違法かつ無効の「独裁」的専決処分に抗議する決議

市当局は、議会の開会中であるにもかかわらず、平成22年度阿久根市一般会計補正予算（第10号）を含む5件の補正予算の専決処分を平成23年1月4日行った。

しかも、それを行ったのは、違法で無効な専決処分により副市長に選任され、市議会が不同意としている仙波敏郎氏である。違法かつ無効な副市長は市長職務代理者としても違法であり、そのような者がこのような専決処分を行うことは、極めて異常な事態であり、規範意識を著しく欠くものと言わざるを得ない。

また、補正予算の内容も「みなみ保育園運営業務委託料」等の債務負担行為の追加補正が行われるなど、市長職務代理者の権限を逸脱した内容となっている。

そもそも、政策的な業務の実施は公選による民意を得た市長が行うべきものであり、市長不在時の職務代理者の職分は経常的又は緊急なものに限定されるものである。

したがって、平成23年度から実施する政策的な経費に係る債務負担行為は、近日中に市長選挙が行われることから、新たな市長の下で設定されるべきであり、新年度の政策的経費を市長職務代理者が決定することは、市長職務代理者としての分を大きく超えるものであり、政治的、道義的な責任を免れない。

更に、専決処分は議会議決を得ることができない場合に例外的に認められたものであり、議会は開会中であることから専決処分ができるはずがなく、地方自治法第179条に明確に違反する無効なものである。

本市議会は、「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への対応に関する陳情書」等や撤回した補正予算の審議等が必要なことを踏まえて、今期定例会の当初の会期を12月28日まで延長した。

しかし、この会期中において、市当局は議案の提案はおろか、議会への出席さえしなかった。

それどころか、前市長が失職し、市長選挙が間近になった年末に、一方的に「みなみ保育園」を強引に特定の業者に運営委託させることの保護者説明会を開き、その強引な方針決定のあり方について、保護者から反発の声が上がり、「みなみ保育園の拙速な民間委託を行わず、保育のあり方について十分な説明と議論を求める陳情書」も提出されたところである。

このような状況を踏まえ、市議会としては、市民の意見に速やかに対応し、また市民生活に欠かせない補正予算の早急な審議が必要であると判断し、更に会期を延長し、いつでも議案審議ができる状況を確保したところである。

このように、議会は、専決処分をしなくてもよい状況を作り上げて、いつでも審議ができるようにしているにもかかわらず、当該予算を議会に提案せず、違法で無効な専決処分を行ったことは、法的、政治的、道義的に断じて許すことはできないものである。

よって、この違法かつ無効の専決処分は、憲法及び地方自治法が掲げる二元代表制をないがしろにし、法令に基づく行政運営を否定する暴挙であり、また、権力の乱用による身勝手に極めて「独裁」的な行政手法であり、当該専決処分を行った市当局に強く抗議するものである。

以上、決議する。

平成23年1月6日

阿久根市議会

## 潟土地区画整理地内の土地（旧保留地）公売の一時停止を求める決議

潟土地区画整理地内の旧保留地の公売について、防災行政無線放送や広報あくね1月号により、公売における募集が行われようとしている。

この行為は、違法な専決処分によって選任され、その違法性が厳しく問われる中で、市長職務代理者となった仙波氏が、市長選挙が行われる直前唐突に、市長職務代理者としての職分を逸脱して行ったもので、到底認められるものではない。

また、土地等の売買は、市場原理によってその価格が決定されなければならない。同区画内には民間の売り地も多数あり、行政が不当にその価格を下げることは、厳に慎まなければならない。現行のままこの公売が実施されれば、同区内の土地価格は確実に下落し、阿久根市内全域に影響を与え、固有財産の価値が目減りする事態となる恐れがある。

このようなことから、新市長によって熟慮され、議論が尽くされ、大多数の市民の同意が得られる環境が整ったうえで、その処置が決定されるまで、潟土地区画整理地内の土地（旧保留地）公売を一時停止するよう求めるものである。

以上、決議する。

平成23年1月18日

阿久根市議会

## 可 決 さ れ た 意 見 書

### 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への対応に 関する意見書

世界的な人口増とグローバリズムの流れの一方で、「自国優先」の資源ナショナリズムが台頭し、食料についても国家戦略の重要事項として位置づけられている中で、国は、本年3月に策定した新しい基本計画において、我が国の食料自給率を50パーセントに引き上げることとしたところである。

このような中で、菅内閣総理大臣は、10月の所信表明演説の中で、唐突に環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加について検討することを表明したが、このことは、農業・農村の持つ多面的機能などに関する幅広い国民的議論を経ることなく発言された拙速なものであり、また、これまでの我が国の国際貿易交渉の基本理念を大きく逸脱するものであると大変危惧している。

例外なき関税撤廃を前提とする環太平洋戦略的経済連携協定への参加は、単に国内食料自給率の低下をまねくだけでなく、日本農業と地域社会を崩壊させるものであり、全国有数の食糧供給県である本県においても、農業生産額の大幅な減少などさまざまな影響が予想される。

また、拙速にこの交渉へ参加した場合、農業・農村の多面的機能の維持・存続を根底から揺るがすことになるだけでなく、情報・金融・郵政等幅広い分野さらには雇用への深刻な影響も懸念される。

さらに農業は、地域において食品加工、運輸、流通・販売、観光など広範囲な産業と密接に結びついており、農業への壊滅的な打撃は、単に農業関係者だけでなく、あらゆる産業において地域経済をより一層大きく冷え込ませ、雇用環境を極度に悪化させるおそれがある。

よって、政府におかれては、我が国の農業振興や食料安全保障をはじめ経済全体に与える影響を十分考慮し、より慎重に対応するよう、下記の事項について強く要望する。

#### 記

- 1 関税撤廃が原則である環太平洋戦略的経済連携協定への参加は国内農業へ甚大な影響を与えるのみならず、我が国の食糧事情を極めて危険な状況に追い込み、食糧安全保障の観点から国の存続を危うくする可能性が高いため、拙速に参加を表明しないこと。
- 2 今後、国際貿易交渉に当たっては、『「多様な農業の共存」を基本理念として、食料安全保障の確保や農業の多面的機能の発揮を図るなど、日本提案の実現を目指す』というこれまでの我が国の基本方針を堅持し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なわないよう対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月13日

阿久根市議会

### 現行の肉用牛免税制度の存続を求める意見書

民主党の税制改正プロジェクトチームは、11月1日の総会で、肉用牛の免税措置に関し、一定の経過措置を取りつつ段階的に縮減する趣旨の見直し案を決定した。

畜産農家は、本年4月宮崎県で発生した家畜伝染病「口蹄疫」により、甚大な被害を受けており、鹿児島県においても本市を含めて、大きな損失を被ったところである。

今回の、免税制度の見直しは、畜産農家の経営実態を無視したものであり、免税制度の下でなんとか続けられている肉用牛の生産を断念せざるを得ない状況に至らしめるものである。

よって、肉用牛の免税制度の廃止・縮減には、決して容認することはできないものであり、政府は、現行の肉用牛の免税制度を存続し、口蹄疫の影響等で厳しい経営を余儀なくされている畜産農家及び畜産業界の経営安定のため、現行の肉用牛の免税制度を存続するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月13日

阿久根市議会

### 早急な鳥インフルエンザ対策を求める意見書

平成22年12月21日、環境省は出水市に飛来しているナベヅルが高病原性鳥インフルエンザに感染していると発表した。本市に隣接する鶴の飛来地での発生は、農業や観光への深刻な影響が懸念されるものである。

また、今回の鳥インフルエンザの発生は、飼育されている鳥ではなく、多く飛来している野鳥への感染であり、多方面にわたる影響が危惧され、かつてない警戒と対処が求められている。

本県は、国内有数の養鶏業の地であり、特に北薩地区においては、ブロイラー、鶏卵はもとより養鶏関連製品の生産・出荷が盛んに行われ、農業の基幹的な位置を占めている。本市にあっても、養鶏業は農業の中でも重要な分野であることは言うまでもない。

鳥インフルエンザによる被害が発生し拡大することとなれば、本市の養鶏業は壊滅的な打撃を受けることになり、養鶏従事者の生活の破綻を招き、養鶏業のみならず、その影響は他へも波及することとなる。結果、地域経済は疲弊し、地域の振興・発展に大きな支障が生じることとなる。

このような本市産業や経済への影響を考えると、被害防止対策は、まさに喫緊の課題であり、包括的、多面的、重層的で効果的な対策が図られなければならない。

国・県におかれては、このような現状を強く認識するとともに、養鶏農家及びその関連団体等の被害を受けている方々への緊急支援策、早急な被害防止対策を講じられるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月28日

阿久根市議会